

11. 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準

別表第8(大気汚染防止法施行規則別表第6より)

項	施設の種類	構造等に関する基準
1	法施行令別表第2の1の項に掲げるコークス炉	<p>①装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>②窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の巾が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等設置して行うこと。</p> <p>③消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
2	法施行令別表第2の2の項に掲げる堆積場	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <p>①一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>②散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>③防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>④薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>⑤前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	法施行令別表第2の3の項に掲げるベルトコンベア及びバケットコンベア	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <p>①一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>②コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>③散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>④防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>⑤前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
4	法施行令別表第2の4及び5に掲げる破砕機、摩砕機、ふるい	<p>次の各号の1に該当すること。</p> <p>①一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>②フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>③散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>④防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>⑤前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>